

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県久慈市源道第13地割21番地

氏名 株式会社中塚工務店 代表取締役 中塚 邦幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

県北広域振興局長 高橋 進



許可の年月日 令和 3年10月11日

許可の有効年月日 令和 5年 7月23日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成10年 6月30日 当初許可

平成15年 7月24日 更新許可

平成18年 5月18日 変更届出書受理（代表者を中塚佳男から変更したこと。）

平成20年 7月24日 更新許可

平成25年 7月24日 更新許可

平成30年 4月 9日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に廃油、紙くず、繊維くず、動植物性残さを追加したこと。産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。汚泥について、「無機汚泥に限る（以下、裏面記載）」

平成30年 7月24日 更新許可
令和 3年10月11日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に燃え殻、ばいじんを追加したこと。）

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白